

あなたの家づくりを応援します

町の住宅関連助成制度

住宅には、老朽化や家族構成の変化等により建て替えや増改築の機会が訪れます。安全で快適な家づくりの支援と併せて、定住促進、地域経済の活性化、環境への配慮等の観点から、置戸町で行っている主な住宅関連の助成制度について紹介します。

新 築

置戸町森と住まいの支援補助金

定住の奨励と森林資源循環活用型住宅の普及促進を図るため、町内に持ち家を新築し10年以上居住しようとする場合、建築費用の一部を次のように支援します。

- 1棟あたり基本額50万円を補助します。
- 町内の森林認証林より生産された材を使用した場合、50万円を加算します。
- 町内のプレカットセンターで加工した材を使用した場合、50万円を加算します。
- 同居する18歳未満の子どもがある場合、子ども一人につき25万円を加算します。

¥

受付窓口 施設整備課建築係（☎52-3314）、町づくり企画課企画係（☎52-3312）

宅地分譲

住宅を建設するための土地を必要とする個人、または法人に対し、町有地（宅地）を次のとおり分譲します。

- 物件名 境野親交新団地
- 面積 1区画約140坪
- 価格 499,800円（約3,500円/坪）



受付窓口 総務課管財係（☎52-3311）

増改築（リフォーム等）

住宅改修奨励金交付事業

住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、現在住んでいる住宅の増改築や修繕等を行う場合、工事費用の一部を次のように支援します。

- 50万円を限度に、改修工事費用の20%を置戸町商業振興会発行の商品券にて助成します。

※工事費用の支払先が町外業者の場合は、上記奨励金額の2分の1とします。

¥

受付窓口 町づくり企画課企画係（☎52-3312）